

# フランスにおける性犯罪防止対策強化

## —性的暴力及び性差別的暴力との闘いを強化する 2018 年 8 月 3 日の法律 第 2018-703 号—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 安藤 英梨香

### 目 次

はじめに

#### I 法律の制定

- 1 背景
- 2 審議経過
- 3 構成

#### II 法律の概要

- 1 未成年者の保護
- 2 セクシュアルハラスメント及びモラルハラスメントへの対策強化
- 3 性差別的侮辱罪の創設

おわりに

翻訳：性的暴力及び性差別的暴力との闘いを強化する 2018 年 8 月 3 日の法律第 2018-703 号  
刑法典（抄）

キーワード：未成年者、15 歳未満、性犯罪、強姦、セクシュアルハラスメント、ストリートハ  
ラスメント、サイバーハラスメント、盗撮

## 要 旨

2018年8月3日、女性と男性の平等の確立及び未成年者の保護を目的として、「性的暴力及び性差別的暴力との闘いを強化する法律」が制定された。同法は、性犯罪からの未成年者の保護、ハラスメント対策及び性差別的侮辱罪の創設を柱とする。未成年者保護として、未成年者が被害者である場合、強姦の要件の1つである心理的強制が、未成年者と加害者の年齢差によって生じ得ると規定された。ハラスメント対策として、ハラスメントの共犯者の刑罰を強化するため、加害が繰り返されなくても複数の加害者による同一の被害者に対する攻撃はハラスメントに該当すると規定され、さらに、近年のデジタル空間におけるハラスメント被害の増加への対策として、デジタル媒体を介するハラスメントの重罰規定が加えられた。また、路上における嫌がらせ対策として性差別的侮辱罪が創設されたほか、地下鉄での盗撮の抑止策として、他人の秘所を見る行為への罰則規定が新設された。

## はじめに

2017年10月5日に、ニューヨーク・タイムズ紙が映画プロデューサーのハーヴェイ・ワインスタイン (Harvey Weinstein) 氏によるセクシュアルハラスメントを告発すると、ハリウッド女優等によるワインスタイン氏への大量告発が始まった。これをきっかけとして、ソーシャル・ネットワーク・サービス (SNS) で「#MeToo (私も)」というハッシュタグをつけて、被害を訴える運動が起こった。この運動は米国から世界中に広まり、フランスでも「#Balancetonporc (豚を告発せよ)」というハッシュタグをつけて被害を告白する動きが広がった。

こうした動きが活発になる中、政府は、2018年8月3日に、性的暴力及び性差別的暴力との闘いを強化する法律第2018-703号<sup>(1)</sup> (以下、「法律第2018-703号」) を制定した。以下、同法の制定背景と概要を紹介し、末尾に同法の翻訳及び刑法典の性犯罪関連規定の抄訳を付す。

## I 法律の制定

### 1 背景

SNSでの性犯罪被害告発運動の高まりを受け、マルレーヌ・シアパ (Marlène Schiappa) 女男平等・差別対策担当大臣は、女性や子供を性暴力から保護し、女性と男性の平等を確立するための法案を提出すると表明した<sup>(2)</sup>。また、エマニュエル・マクロン (Emmanuel Macron) 大統領

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年11月7日である。

(1) Loi n° 2018-703 du 3 août 2018 renforçant la lutte contre les violences sexuelles et sexistes <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000037284450&fastPos=12&fastReqId=1680108134&categorieLien=id&oldAction=rechTexte>>

(2) “Marlène Schiappa: «Je vais déposer un projet de loi contre les violences sexuelles»,” *La Croix*, 2017.10.16. <[https://www.la-croix.com/France/Marlene-Schiappa-Je-vais-deposer-projet-loi-contre-violences-sexuelles-2017-10-16-12008845?from\\_univers=lacroix&from\\_univers=lacroix](https://www.la-croix.com/France/Marlene-Schiappa-Je-vais-deposer-projet-loi-contre-violences-sexuelles-2017-10-16-12008845?from_univers=lacroix&from_univers=lacroix)>

も、2017 年 11 月 25 日の女性に対する暴力根絶のための国際デーに、女性と男性の平等の確立は、大統領任期である 5 年間に於ける計画の中でも重大事項であるとし、2018 年に女男平等・差別対策担当大臣の所管する予算を過去最高水準に増やし、女性に対する暴力根絶のための政策を打ち出すとするスピーチを行った<sup>(3)</sup>。

法律の制定背景には、マクロン大統領やシアパ女男平等・差別対策担当大臣が掲げた男女平等の目標に加え、実際に生じた未成年者に対する性犯罪事件を契機とした未成年者の保護の強化がある。

2017 年 11 月 27 日、14 歳の教え子と性的関係を持った 31 歳の元数学教師が、未成年者に対する性的侵害罪<sup>(4)</sup>の有罪判決を受けた<sup>(5)</sup>。また、2018 年 2 月 13 日、11 歳の少女と性的関係を持った 28 歳の男が未成年者に対する性的侵害罪の有罪判決を受けた<sup>(6)</sup>。これらの事件は、どちらも重罪に当たる強姦 (viol)<sup>(7)</sup>の罪として立件され、重い刑罰が求刑されていた。しかし判決は、強姦の構成要件である、暴力、強制、脅迫又は不意打ちによるものであることが立証できないとして、強姦よりも刑罰が軽い、未成年者に対する性的侵害罪であった。この判決に抗議する運動が起こり、法制度を疑問視する声が高まった。

また、6 歳と 8 歳の兄弟が、その衛生面を懸念され家族から引き離されたことをきっかけに、その両親及び祖母から、口腔性交 (fellatio) を受けるなどの性的虐待を受けていたことが判明する事件があった<sup>(8)</sup>。これまで、他人の身体への性的挿入のみが強姦であり、加害者が自らの身体に性的挿入をさせることは、強姦にならなかった。

こうした事例により、法制度を見直し、未成年者への性犯罪の抑制及び罰則の強化が求められていた。

## 2 審議経過

2018 年 3 月 21 日、ニコル・ブルベ (Nicole Belloubet) 司法大臣及びシアパ女男平等・差別対策担当大臣により、国民議会で法案が提出された。

国民議会における委員会審査の際には、2018 年 4 月 19 日に、女性の権利に関する委員会 (Délégation aux droits des femmes) による調査報告書<sup>(9)</sup>が提出され、さらに、5 月 10 日に、憲法

(3) “Discours du Président de la République à l’occasion de la journée internationale pour l’élimination de la violence à l’égard des femmes et du lancement de la grande cause du quinquennat,” 2017.11.25. Présidence de la République website <<http://www.elysee.fr/declarations/article/discours-du-president-de-la-republique-a-l-occasion-de-la-journee-internationale-pour-l-elimination-de-la-violence-a-l-egard-des-femmes-et-du-lancement-de-la-grande-cause-du-quinquennat/>>

(4) 性的侵害 (atteinte sexuelle) を刑法典では定義していないが、刑法典第 222-25 条では 15 歳未満の未成年者に対する性的侵害の罰則、刑法典第 222-26 条では未成年者に対する性的侵害の重罰規定、刑法典第 222-27 条では 15 歳以上の未成年者に対する性的侵害の罰則が定められている。これらの罰則規定の特徴は、強姦や性的攻撃と異なり、暴力、強制、脅迫又は不意打ちを伴わないものに適用すること、犯行の対象が未成年者であることである。

(5) Sylvain Deleuze, “Seine-et-Marne: le prof condamné pour atteinte sexuelle sur une élève entendu après l’avoir revue,” *Le Parisien*, 2018.4.10. <<http://www.leparisien.fr/champagne-sur-seine-77430/champagne-sur-seine-le-prof-amoureux-de-son-eleve-a-nouveau-devant-la-justice-10-04-2018-7657185.php>>

(6) Marjorie Lenhardt, “Val d’Oise: un homme de 28 ans jugé pour une relation sexuelle avec une fillette de 11 ans,” *Le Parisien*, 2018.2.12. <<http://www.leparisien.fr/val-d-oise-95/montmagny-relation-sexuelle-a-11-ans-le-consentement-au-coeur-du-proces-12-02-2018-7555485.php>>

(7) 強姦は、この法律による改正前の刑法典第 222-23 条で「他人の身体に対し、暴力、強制、脅迫又は不意打ちによって行う性的挿入行為は全て、性質を問わず、強姦とする」と定められていた。

(8) “Fellations sur 2 petits garçons par les parents et la grand-mère, la comparution immédiate fait débat,” *France Soir*, 2018.7.26. <<http://www.francesoir.fr/societe-faits-divers/fellations-sur-2-petits-garcons-par-les-parents-et-la-grand-mere-la-comparution>>

(9) Erwan Balanant et Marie-Pierre Rixain, *Assemblée nationale Rapport d’information*, N°895, 2018.4.19. <<http://www.assemblee-nationale.fr/15/pdf/rap-info/i0895.pdf>>

的法律、立法及び一般行政に関する委員会（Commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration générale de la République）により報告者として任命されたアレクサンドラ・ルイ（Alexandra Louis）議員による報告書<sup>(10)</sup>が提出された。

法案は、2018年5月16日に国民議会で採択され、翌17日に元老院において審議が開始された。元老院における委員会審査の際にも、6月14日に、女性の権利に関する委員会による調査報告書<sup>(11)</sup>が提出され、さらに、6月20日に憲法的法律、立法及び一般行政に関する委員会により報告者として任命されたマリー・メルシエ（Marie Mercier）議員による報告書<sup>(12)</sup>が提出された。法案は、元老院で修正の上、2018年7月5日に採択された。

両院での審議を経た修正案に両院の合意が得られなかったため、国会同数合同委員会（両院協議会）が開かれ、再度両院で審議が行われた。2018年8月1日に国民議会によって最終的に可決された成案は、8月3日に大統領の審署を経て、法律第2018-703号として成立した。

### 3 構成

法律第2018-703号は、未成年者の保護、ハラスメント対策及び性差別的侮辱罪の創設を柱とし、主に刑法典<sup>(13)</sup>及び刑事訴訟法典<sup>(14)</sup>を改正する。同法は、全5章20か条から成り、その構成は、第1章：性的暴力からの未成年者の保護を強化する規定（第1条～第10条）、第2章：セクシュアルハラスメント及びモラルハラスメントに関する規定（第11条～第14条）、第3章：性差別的侮辱を抑制する規定（第15条～第18条）、第4章：評価（第19条）、第5章：海外領土に関する規定（第20条）である（表参照）。

## II 法律の概要

法律第2018-703号は、時効の延長、犯罪の構成要件の改正、罰則の強化により未成年者の保護を強化し、また、共犯者への罰則適用の拡大、デジタルハラスメントへの加重規定の制定によりハラスメント対策を強化する。さらに、路上における嫌がらせ行為や盗撮行為への罰則規定を新設するものである。

### 1 未成年者の保護

#### (1) 時効の延長

第1条により、15歳未満の未成年者に対する身体の一部の喪失又は永続的な障害をもたらす暴行並びに未成年者（18歳未満）に対する故殺、謀殺、拷問、残虐行為及び強姦の時効が、当該未成年者の成年時点から起算して30年に引き延ばされた。これまでは被害にあった未成年者が成年に達してから20年とされていたが、①18歳から38歳までという年齢の段階は、人生において、小さい子供の子育て中又は家庭責任を有する時期であることが想定され、被害者は

(10) Alexandra Louis, *Assemblée nationale Rapport*, N° 938, 2018.5.10. <<http://www.assemblee-nationale.fr/15/rapports/r0938.asp>>

(11) Annick Billon et al, *Sénat Rapport d'information*, N°574, 2018.6.14. <<https://www.senat.fr/rap/r17-574/r17-5741.pdf>>

(12) Marie Mercier, *Sénat Rapport*, N° 589, 2018.6.20. <<https://www.senat.fr/rap/17-589/17-589.html>>

(13) Code pénal. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006070719>>

(14) Code de procédure pénale. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006071154&dateTexte=29990101>>



表 法律第 2018-703 号の構成

法律第 2018-703 号	主な内容	
第 1 章	第 1 条	・時効の延長
	第 2 条	・心理的強制及び不意打ちの定義改正 ・強姦の定義改正 ・未成年者に対する性的侵害罪の罰則強化
	第 3 条	・性犯罪に対する重罰規定を追加
	第 4 条	・障害者支援方針における性暴力に関する教育を追加
	第 5 条	・未成年者に対する犯罪の罰則強化 ・15 歳未満の未成年者への犯罪を知らず通知しない者に対する罰則強化
	第 6 条	・性犯罪に関する記録を入手できる権限を有する者を拡大
	第 7 条	・弱い弱者に対する性犯罪の罰則強化
	第 8 条	・地域保健計画に、性的暴力の防止及び被害者のケアを追加
	第 9 条	・性的侵害の被害者の地域的支援措置に関する報告書を規定
	第 10 条	・学校教育機関における教育者の性犯罪への意識向上義務を追加
第 2 章	第 11 条	・ハラスメントの定義改正
	第 12 条	・デジタルツール及びリソースの講習に、デジタル空間でのハラスメントへの意識向上を追加
	第 13 条	・暴力、性暴力、セクシュアルハラスメント及びモラルハラスメントについて、重罰規定を追加
	第 14 条	・性的攻撃罪の刑罰の加重要件を追加
第 3 章	第 15 条	・性差別的侮辱罪を創設
	第 16 条	・のぞき、盗撮に対する刑罰を創設
	第 17 条	・未成年の性犯罪被害者への支援を追加
	第 18 条	・軽微な修正
第 4 章	第 19 条	・性的暴力及び性差別的暴力対策のための政策に関する報告書を規定
第 5 章	第 20 条	・海外領土に関する規定

(出典) 法律第 2018-703 号を基に筆者作成。

司法手続を行うことが困難である、②被害者が身を守るために精神的外傷性健忘症<sup>(15)</sup>を発症することを考慮すべきであり、精神的外傷性健忘症は 40 歳以降に改善される場合が多い、③暴力が家庭内で行われた場合、それが暴力であることを認識し、家庭内にいる加害者を告発できる状態になるまでに多くの時間を要するなどの理由により<sup>(16)</sup>、10 年延長され、未成年被害者の成年後 30 年（被害者が 48 歳になるまで）に改正された。

## (2) 強姦の定義の改正

少年が両親及び祖母に口腔性交などの性的虐待を受けていた事件を受けて、第 2 条により強姦の定義が改正された。これまで強姦は、刑法典第 222-23 条で「他人の身体に対し、暴力、強制、脅迫又は不意打ちによって行う性的挿入行為は全て、性質を問わず、強姦とする」と定められていた。被害者及び加害者の性別は問われず、また、性的挿入行為は、性器・口などへの性器、手、物の挿入などが含まれる。しかし、意思に反する口腔性交など、加害者が自分の身体へ性的挿入行為をさせることは強姦とはみなされなかった。そこで、第 2 条により、他人の身体だけでなく、加害者の身体に対する性的挿入行為についても、暴力、強制、脅迫又は不意打ちによる場合は強姦罪が成立することが定められた。

(15) 精神的な外傷性健忘症 (Amnésie traumatique) は、特に未成年者が強姦被害を受けた際に発症することが多い。被害を受けた際、生命が脅かされるほどの強いストレスがかかるため、生命維持のため脳内では感情をつかさどる回路と記憶をつかさどる回路が遮断される。記憶は脳の扁桃核に停止した状態で残るため、時間が経過してから甦る場合がある。Lucie Quillet, “Amnésie traumatique: comment peut-on ‘oublier’ un viol?” *Le Figaro*, 2016.10.26. <<http://madame.lefigaro.fr/bien-etre/amnesie-traumatique-comment-peut-on-oublier-un-viol-251016-117468>>

(16) Balanant et Rixain, *op.cit.*(9), pp.18-19, 55-56.

### (3) 不意打ち・心理的強制の定義の改正

強姦と同様、性的攻撃 (agression sexuelle) も、刑法典第 222-22 条で「暴力、強制、脅迫又は不意打ちによって行う性的侵害は全て、性的攻撃とする」と定められており、強姦罪、性的攻撃罪が成立するには、暴力、強制 (心理的強制を含む)、脅迫又は不意打ちを伴うことが要件となる。少女と性的関係を持った男が、強姦罪の成立要件を立証できないことにより、強姦罪については無罪となった事件を受け、第 2 条により、未成年者に対して強姦及びその他の性的攻撃が行われた場合、被害者と加害者の間に存在する年齢差及び加害者が被害者に対して行使し得る法律上又は事実上の権力によって、心理的強制又は不意打ちが生じ得ることとされた。

また、同条により、15 歳未満の未成年者が被害者となった場合、被害者が性行為のために必要な分別がなく弱い立場にあることを悪用することで、心理的強制及び不意打ちが生じ得るとされた。これにより、成年による未成年者に対する性的暴力があった場合、強姦罪及び性的攻撃罪の構成要件である強制又は不意打ちが推定されやすくなり、未成年者への性犯罪に重い刑罰を科すことができるようになる。

さらに、刑法典 227-25 条が定める、未成年者に対する暴力、強制、脅迫又は不意打ちを伴わない性的侵害罪の罰則が、これまでの 5 年の拘禁刑及び 75,000 ユーロ<sup>(17)</sup>の罰金から、7 年の拘禁刑及び 100,000 ユーロの罰金に改正され、強姦罪又は性的攻撃罪が成立しない場合でも未成年者に対する性犯罪がより重く罰せられることとなる。

## 2 セクシュアルハラスメント及びモラルハラスメントへの対策強化

これまで、セクシュアルハラスメント (harcèlement sexuel) については、刑法典第 222-33 条が、「品位を汚すような若しくは侮辱的な性格によって尊厳を侵害する、又は、威嚇的な、敵意のある若しくは侮辱的な状況を作り出す、性的な意味を持つ言動を、繰り返し人に押し付ける行為」をセクシュアルハラスメントであると定義していた。モラルハラスメント (harcèlement moral) については、刑法典第 222-33-2 条が他人の労働条件を害し、職業上の将来を脅かすようなハラスメントについて、同第 222-33-2-1 条が配偶者、民事連帯協約<sup>(18)</sup>を結んでいるパートナー又は内縁関係にある者の生活環境を悪化させるハラスメントについて、同第 222-33-2-2 条が他人の生活環境を悪化させるハラスメントについて規定しており、今回改正された同第 222-33-2-2 条は、「身体的又は精神的健康状態の不良を生じさせる生活環境の悪化を目的とした又は当該悪化を結果として引き起こした繰り返しの言動によって人を攻撃する行為」をモラルハラスメントであると定義していた。

このようにこれまでの定義では、言動が繰り返されることが、ハラスメントの構成要件となっていた。しかし、複数の加害者によって同一の者に加害が行われた場合、加害行為を繰り返さなかった者は、共犯者であるにもかかわらずハラスメントとみなされず、その罪の意識が希薄であった<sup>(19)</sup>。このため、法律第 2018-703 号第 11 条によりハラスメントの定義が拡大され、言動が繰り返されなくても、同一の被害者に対して複数の者によって行われた場合はハラスメントとみなされることとなった。

(17) 1 ユーロは約 128 円 (平成 31 年 2 月分報告省令レート)。

(18) 民事連帯協約 (pacte civil de solidarité: Pacs) は、共同生活を営むために異性又は同性の成年に達した自然人 2 人の間で締結される合意に基づく、婚姻に準ずるパートナーシップ制度である。

(19) Billon et al, *op.cit.*(11), pp.23-24.

また、今回の改正ではサイバーハラスメントに対する罰則が設けられた。国民議会の調査報告書では、デジタル媒体を利用したハラスメントが自殺につながった事例として、2012年にカナダで起きたアマンダ・トッド (Amanda Todd) 事件<sup>(20)</sup>、2013年にフランスで起きたマリオン・フレス (Marion Fraise) 事件<sup>(21)</sup>を挙げている<sup>(22)</sup>。また、女性はこうしたサイバーハラスメント被害を男性の27倍受けているとの調査結果<sup>(23)</sup>を紹介した上で、SNSの利用者の増加に伴うリベンジポルノ<sup>(24)</sup>などのデジタル媒体を介したハラスメントの被害の増加を懸念している。このような問題を受け、今回の改正では、ハラスメントの重罰規定に、デジタル媒体を介してハラスメントを行った場合が加えられた。

### 3 性差別的侮辱罪の創設

フランスでは、路上等で侮辱的な言葉を投げかける又は痴漢行為を行うなどのストリートハラスメント (harcèlement de rue) が、マクロン大統領の就任時期から問題となっていた。例えば、パリ北部の第18区に位置する La Chapelle 地区では、複数の男が広場や通路を占拠し、無許可で輸入たばこやアルコール飲料の販売を行う、近くを通りかかる女性に口笛を吹き侮辱的な言葉を投げかけるなどし、女性は道を迂回するか閉じこもっているしかないという状態である<sup>(25)</sup>ことが、2017年5月ごろから複数のメディアで取り上げられた<sup>(26)</sup>ことで注目された。また、22歳の女性が、路上で男からわいせつな言葉やジェスチャーを投げかけられ、それをやめさせようとしたところ、顔を殴られるという事件が起きた<sup>(27)</sup>。この事件は、2018年7月25日にこの瞬間を映した動画がフェイスブックに投稿されたことで注目を集め、ストリートハラスメントへの規制を求める声が高まった。

これを受けて、第15条により刑法典に第621-1-1条が新設され、性差別的侮辱罪が規定された。品位を汚すような若しくは侮辱的な性格によって尊厳を侵害する、又は、威嚇的な、敵意のある若しくは侮辱的な状況を作り出す、性的・性差別的な意味を持つ言動を人に押し付ける行為は、性差別的侮辱罪に相当し、最高750ユーロの罰金に処することが規定された。また、性差別的侮辱が職務上付託された権限を濫用する者によって行われた場合、15歳未満の未成年者に対して行われた場合、路上又は公共交通機関等において行われた場合等には刑罰が加重され、最高1,500ユーロ、累犯の場合は最高3,000ユーロの罰金に処する。この加重規定に路上での性差別的侮辱が含まれることでストリートハラスメントの抑制になると期待されている。

(20) 15歳の少女アマンダ・トッドが、SNS上で知り合った人物にウェブカメラで胸を見せたところ、その画像がインターネット上に拡散され、知人や不特定多数の匿名の者から脅迫や嫌がらせを受け続け、自殺した事件。

(21) 13歳の少女マリオン・フレスが、数か月にわたり学校の同級生や教師から学校で直接又はショート・メッセージ・サービス (SMS) を通じて嫌がらせを受け続け、自殺した事件。

(22) Balanant et Rixain, *op.cit.*(9), p.35.

(23) *ibid.*, p.31.

(24) リベンジポルノ (revnege porn 又は vengeance pornographique) とは、婚姻関係や恋愛関係が破たんした後に、腹いせとして、夫婦関係又は恋人関係にあったからこそ撮影できた私的な写真や動画を、大勢の目に触れるような形で、特にSNSで拡散する行為である。 *ibid.*, p.33.

(25) Aziz Zemouri, “Interdit aux femmes,” *Le Point*, 2017.5.25, pp.50-51.

(26) La Chapelle 地区の問題を取り上げた記事には、Cécile Beaulieu “Paris: des femmes victimes de harcèlement dans les rues du quartier Chapelle-Pajol,” *Le Parisien*, 2018.5.18. <<http://www.leparisien.fr/paris-75018/harcèlement-les-femmes-cha-sees-des-rues-dans-le-quartier-chapelle-pajol-18-05-2017-6961779.php>> や Sylvain Mouillard “La Chapelle, une «no-go zone» interdite aux femmes à Paris?,” *Liberation*, 2017.5.19. <[https://www.liberation.fr/france/2017/05/19/la-chapelle-une-no-go-zone-interdite-aux-femmes-a-paris\\_1570841](https://www.liberation.fr/france/2017/05/19/la-chapelle-une-no-go-zone-interdite-aux-femmes-a-paris_1570841)> などがある。

(27) Florence Méréo “Harcèlement de rue: une vidéo pour ouvrir les yeux,” *Le Parisien*, 2018.7.30. <<http://www.leparisien.fr/societe/harcèlement-de-rue-une-video-pour-ouvrir-les-yeux-30-07-2018-7837971.php>>



さらに、第16条により刑法典に第226-3-1条が新設され、のぞきや盗撮など、他人の秘所を見るためにあらゆる手段をとる行為が犯罪として規定され、1年の拘禁刑及び15,000ユーロの罰金に処することが定められた。性差別的侮辱罪と同様、路上や公共交通機関において行われた場合、年齢、疾病若しくは妊娠状態等によりぜい弱な状態にある者に対して行われた場合又は画像を定着させ若しくは拡散させた場合等には、刑罰が加重される。

## おわりに

法律第2018-703号では、未成年者及び女性の保護が強化されただけでなく、「実際の又は推測される性的指向」を理由とする性差別的侮辱が犯罪となったことで、性的少数者も保護対象とする政府の方針が明らかになった。一方で、いまだ課題が残っている。フランス人の6%が近親姦の被害者であるという指摘<sup>(28)</sup>があり、被害者の性別にかかわらず近親姦による被害がいまだ多いこと、近親姦の被害者が未成年である場合、その影響が深刻なことが問題とされている。15歳未満の未成年者に対する強姦及び性的攻撃の3分の2が近親姦であるという指摘<sup>(29)</sup>もあり、近親姦の厳罰化が求められている。また、性的暴力のリスクに繋がり得る行為も問題となっている。SNSの普及に伴い増加している、自分の携帯電話等で扇情的な写真や動画を撮影する少女の行為については、肉体的接触がないため売春とみなされず、現行法令では取締りが難しい状況が問題となっており、こうした行為が実際の売春に繋がる懸念されている<sup>(30)</sup>。さらに、インターネット上でポルノ映像へのアクセスが容易なため、性教育を受ける前にポルノ映像を見ることになる少年少女が多くなり、未成年者同士の性的関係も問題になっている<sup>(31)</sup>。今後も、このような問題を解決し、性別や年齢にかかわらず全ての人が性的暴力及び性差別的暴力のリスクを負うことなく生活を送ることができるようにするための更なる施策が必要になるであろう。

## 参考文献

- ・金塚彩乃「フランスの性犯罪に関する立法」『刑事法ジャーナル』vol.45, 2015.8., pp.121-128.
- ・島岡まな「フランス刑法における性犯罪の類型と処罰について」『刑法雑誌』54(1), 2014.8, pp.49-62.
- ・Violences sexistes: pervers plus si pères,” *Liberation*, 2018.8.3, pp.2-4.

(あんどう えりか)

---

(28) Balanant et Rixain, *op.cit.*(9), p.12.

(29) Billon et al, *op.cit.*(11), p.141.

(30) *ibid.*, p.143.

(31) ポルノ映像等で得た情報により、少年が少女に対し、処女性を守ることができるなどと口腔性交をするよう説得する事例が増えている。*ibid.*, p.43.



# 性的暴力及び性差別的暴力との闘いを強化する 2018 年 8 月 3 日の法律 第 2018-703 号

Loi n° 2018-703 du 3 août 2018 renforçant la lutte contre les violences sexuelles  
et sexistes

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 安藤 英梨香訳

## 【目次】

- 第 1 章 性的暴力からの未成年者の保護を強化する規定
  - 第 1 節 時効に関する規定
  - 第 2 節 未成年者に対する性犯罪の抑圧に関する規定
- 第 2 章 セクシュアルハラスメント及びモラルハラスメントに関する規定
- 第 3 章 性差別的侮辱を抑制する規定
- 第 4 章 評価
- 第 5 章 海外領土に関する規定

## 第 1 章 性的暴力からの未成年者の保護を強化する規定

### 第 1 節 時効に関する規定

#### 第 1 条

- I. 刑事訴訟法典<sup>(1)</sup>第 7 条を次のように改める。
  - 1° 第 2 項の次に、次の 1 項を加える。

「この法典第 706-47 条に規定する重罪<sup>(2)</sup>は、未成年者に対して行われた場合、当該未成年者が成年に達してから起算して 30 年で時効になる。」
  - 2° 最終項中、「前記の法典」を「刑法典<sup>(3)</sup>」とする。
- II. 刑事訴訟法典第 9-1 条を次のように改める。
  - 1° 第 1 項を削る。
  - 2° 第 2 項中、「同法典」を「刑法典」とする。
- III. 刑事訴訟法典第 706-47 条を次のように改める。

\* この翻訳は、性的暴力及び性差別的暴力との闘いを強化する 2018 年 8 月 3 日の法律第 2018-703 号 (Loi n° 2018-703 du 3 août 2018 renforçant la lutte contre les violences sexuelles et sexistes <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000037284450&fastPos=12&fastReqId=1680108134&categorieLien=id&oldAction=rechTexte>>) を訳出したものである。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018 年 11 月 7 日である。訳文中 [ ] 内の語句は、訳者が補ったものである。

(1) Code de procédure pénale. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006071154&dateTexte=29990101>>

(2) 刑事訴訟法典第 706-47 条は、この法律の第 1 条 III で改正されており、改正後の刑事訴訟法典第 706-47 条が規定する重罪は、故殺、謀殺、拷問、残虐行為、身体の一部の喪失又は永続的な障害をもたらす 15 歳未満の未成年者に対する暴行罪及び強姦である。

(3) Code pénal. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006070719>>

- 1° 1° 中、「強姦<sup>(4)</sup>、拷問又は残虐行為に先立つ又はそれを伴う」を削る。
- 2° 2° に、「及び前記の法典第 222-10 条に規定する身体の一部の喪失又は永続的な障害をもたらす 15 歳未満の未成年者に対する暴行罪」を加える。
- 3° 3° 中、「前記の」を「同」とする。

IV. 刑法典第 434-3 条第 1 項を次のように改める<sup>(5)</sup>。

- 1° [知][っていた]を削[り、知るとす]る。
- 2° 「行政」の次に、「又はその犯罪が終わらなかった間当該機関に通知しないで続ける」を加える。

## 第 2 節 未成年者に対する性犯罪の抑圧に関する規定

### 第 2 条

I. 刑法典第 2 編第 2 章第 2 節を次のように改める。

1° 第 222-22-1 条を次のように改める。

- a) 第 2 文を削る。
- b) 次の 2 項を加える。

「当該行為<sup>(6)</sup>が未成年者に対して行われた場合、この条第 1 項に規定する心理的強制又は第 222-22 条第 1 項に規定する不意打ちは、被害者と行為者の間に存在する年齢差及び行為者が被害者に対して行使し得る法律上又は事実上の権力によって生じ得る。この事実上の権力は、未成年者の被害者と成年の加害者との間の著しい年齢差により特徴付けることができる。

「当該行為が 15 歳未満の未成年者に対して行われた場合、心理的強制及び不意打ちは、当該行為のために必要な分別のない被害者のせい弱性の濫用により特徴付けることができる。」

2° 第 222-23 条第 1 項中、「他人の身体に対して」の次に「又は行為者の身体に対して」を加える。

3° 第 3 款第 3 目を次のように改める。

- a) 標題の末尾の「未成年者に対して行われた」を削る。
- b) 第 222-31-1 条を次のように改める。
  - 第 1 項中、「未成年者に対して」を削る。
  - 3° 中、「未成年者」を「被害者」とする。

II. 刑法典第 227-25 条を次のように改める。

「第 227-25 条 強姦又はその他全ての性的攻撃<sup>(7)</sup>を除き、成人により 15 歳未満の未成年者

(4) 強姦 (viol) は、刑法典第 222-23 条で「他人の身体に対して又は行為者の身体に対して、暴力、強制、脅迫又は不意打ちによって行う性的挿入行為は全て、性質を問わず、強姦とする」と定められている。

(5) 改正後の第 434-3 条第 1 項は、「年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的な欠陥又は妊娠によって身を守る手段を持たない未成年者又は成人に対して押し付けられる窮乏、不適切な待遇又は性的侵害若しくは性的攻撃を知る者が、司法又は行政機関にそれを通知しない又はその犯罪が終わらなかった間当該機関に通知しないで続ける行為は、3 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金に処する」となる。

(6) 第 222-22 条に規定する強姦及びその他の性的攻撃を指す。

(7) 性的攻撃 (agression sexuelle) は、刑法典第 222-22 条で「暴力、強制、脅迫又は不意打ちによって行う性的侵害は全て、性的攻撃とする」と定められている。

に対して行われる性的侵害<sup>(8)</sup>の行為は、7年の拘禁刑及び100,000ユーロ<sup>(9)</sup>の罰金に処する。

### III. 刑事訴訟法典を次のように改める。

#### 1° 第 351 条を次のように改める。

「第 351 条 当該行為が起訴決定により定められたものでない法律的性質決定<sup>(10)</sup>を伴う審理を生じさせる場合、裁判長は、1 又は 2 以上の補足的質問を行う。

「被害者が 15 歳未満の未成年者であることによって加重される強姦罪を訴因として成年の被告人が起訴される場合、裁判長は 15 歳未満の者に対し、性的侵害の性質決定のため暴力又は強制、脅迫若しくは不意打ちが存在したか審理の間に補足的質問を行う。」

#### 2° 同第 351 条の次に、第 351-1 条として次のように加える。

「第 351-1 条 被告人及びその弁護人がその弁護に有用なあらゆる異議を主張できるよう、審理の間又は遅くとも論告の前に事前に当事者に知らされない限り、裁判長は第 350 条又は第 351 条に規定する 1 又は 2 以上の質問を行うことができない。」

#### 3° 第 706-53 条第 1 項<sup>(11)</sup>に次の 1 文を加える。

「同様の条件に従い、未成年者の被害者は、被害者支援団体の代理人に付き添われることができる。」

## 第 3 条

刑法典第 2 編第 2 章第 2 節第 3 款を次のように改める。

#### 1° 第 222-24 条<sup>(12)</sup>に、15°として次のように加える。

「15° 被害者の判断能力又はその行動統制を変質させるために被害者が気付かない間に被害者に物質が投与された場合」

#### 2° 第 222-28 条<sup>(13)</sup>に 11°として次のように加える。

「11° 被害者の判断能力又はその行動統制を変質させるために被害者が気付かない間に被害者に物質が投与された場合」

#### 3° 第 222-30 条<sup>(14)</sup>に、8°として次のように加える。

「8° 被害者の判断能力又はその行動統制を変質させるために被害者が気付かない間に被害者に物質が投与された場合」

#### 4° 同第 222-30 条の次に、第 222-30-1 条として、次のように加える。

(8) 性的侵害 (atteinte sexuelle) を刑法典では定義していないが、刑法典第 222-25 条では 15 歳未満の未成年者に対する性的侵害の罰則、刑法典第 222-26 条では未成年者に対する性的侵害の重罰規定、刑法典第 222-27 条では 15 歳以上の未成年者に対する性的侵害の罰則が定められている。これらの罰則規定の特徴は、強姦や性的攻撃と異なり、暴力、強制、脅迫又は不意打ちを伴わないものに適用すること、犯行の対象が未成年者であることである。

(9) 1 ユーロは約 128 円 (平成 31 年 2 月分報告省令レート)。

(10) 刑法の分野でいう性質決定 (qualification) とは、罪刑法定主義に基づき、加害行為についてその犯罪としての性質を決定し、例えば殺人、毒殺又は過失致死といった犯罪を特定し、適用すべき法文を定めることである。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、p.473。

(11) 刑事訴訟法典第 706-53 条第 1 項は、重罪又は軽罪の未成年の被害者が、訴訟手続の際に法定代理人等に付き添われることができることを規定している。

(12) 第 222-24 条には、強姦に対する刑罰が 20 年の懲役刑に加重 (通常は 15 年の懲役刑) される場合が規定されている。

(13) 第 222-28 条には、強姦を除く性的攻撃に対する刑罰が 7 年の拘禁刑及び 100,000 ユーロに加重 (通常は 5 年の拘禁刑及び 75,000 ユーロの罰金) される場合が規定されている。

(14) 第 222-30 条には、第 222-29 条に規定する年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的な欠陥、妊娠又は経済的若しくは社会的状況の不安定性によって著しくぜい弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識する者に対して行われた強姦を除く性的攻撃に対する刑罰 (7 年の拘禁刑及び 100,000 ユーロの罰金) が 10 年の拘禁刑及び 150,000 ユーロの罰金に加重される場合が規定されている。

「第 222-30-1 条 人に対し、強姦又は性的攻撃を行うために、その者が気付かない間に、その判断能力又はその行動統制を変質させる性質の物質を投与する行為は、5 年の拘禁刑及び 75,000 ユーロの罰金に処する。

「当該行為が 15 歳未満の未成年者又は特にせい弱な者に対して行われた場合、7 年の拘禁刑及び 100,000 ユーロの罰金に処する。」

5° 第 222-31 条中、「第 222-30 条」を「第 222-30-1 条」とする。

#### 第 4 条

家族・保健衛生法典<sup>(15)</sup>L.第 114-3 条<sup>(16)</sup>k を次のように改める。

「k) 専門家、障害者及びその介護者を対象とした、暴力、とりわけ性的なものに関する意識向上、防止策及び教育の活動」

#### 第 5 条

刑法典を次のように改める。

1° 第 223-6 条<sup>(17)</sup>に次の 1 項を加える。

「第 1 項に規定する、人の身体の完全性に対する重罪若しくは軽罪が 15 歳未満の未成年者に対して行われた場合又は第 2 項に規定する危険にさらされた者が 15 歳未満の未成年者である場合、7 年の拘禁刑及び 100,000 ユーロの罰金に処する。」

2° 第 434-3 条第 1 項の次に、次の 1 項を加える。

「この情報の欠如が、15 歳未満の未成年者に対して行われた第 1 項に規定する犯罪に係る場合、5 年間の拘禁刑及び 75,000 ユーロの罰金に処する。」

#### 第 6 条

刑事訴訟法典第 706-53-7 条<sup>(18)</sup>最終項中、「市長」の次に「、コミューン間協力公施設法人<sup>(19)</sup>の長」を加える。

#### 第 7 条

刑法典第 2 編第 2 章第 2 節第 3 款を次のように改める。

1° 第 222-24 条 3° の次に、3° の 2 として次のように加える。

「3° の 2 経済的若しくは社会的状況の不安定さから生じるせい弱性若しくは依存性が明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して行われた場合」

2° 第 222-29 条中、「妊娠」の次に「若しくは経済的若しくは社会的状況の不安定性によって」を加える。

(15) Code de l'action sociale et des familles. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006074069>>

(16) 家族・保健衛生法典 L.第 114-3 条には、障害を防止し、低減し、又は障害者の能力を向上させるための政策方針が規定されている。

(17) 刑法典第 223-6 条は、第 1 項において、本人又は第三者への危険を伴うことなく人の身体の完全性に対する重罪又は軽罪を防ぐことができたにもかかわらず故意にそうしなかった者への罰則を、第 2 項において、本人又は第三者への危険を伴うことなく危険にさらされている者への援助を行うことができたにもかかわらず故意にそうしなかった者への罰則を、それぞれ規定している。

(18) 刑事訴訟法典第 706-53-7 条は、性犯罪に関する記録にアクセスできる権限を有する者及びアクセス可能な範囲について規定している。

(19) コミューン間協力公施設法人 (établissement public de coopération intercommunale: EPCI) は、行政上の協力等を目的として、複数のコミューン (市町村に相当する基礎自治体を指す。市、町、村の区別はない。) で組織される広域連合である。“Établissement public de coopération intercommunale / EPCI,” Institut national de la statistique et des études économiques website <<https://www.insee.fr/fr/metadonnees/definition/c1160>>



## 第 8 条

公衆衛生法典<sup>(20)</sup>L.第 1434-2 条<sup>(21)</sup>2° 第 1 項の次に、次のように加える。

「この地域保健計画は、性的暴力の防止及び性的暴力の被害者のケアへのアクセスに関するプログラムを含む。」

## 第 9 条

この法律の審署から起算して 6 か月以内に、政府は、性的侵害の被害者が大学病院センターにおいて [支援担当者に] 付き添われて司法手続を実施できる地域的支援措置に関する報告書を議会に提出する。

## 第 10 条

教育法典<sup>(22)</sup>L.第 121-1 条の最終文<sup>(23)</sup>に、「性差別的暴力及び性的暴力並びに不同意の尊重の習得に対する教育者の意識向上の義務。」を加える。

## 第 2 章 セクシュアルハラスメント及びモラルハラスメントに関する規定

### 第 11 条

I. 刑法典第 2 編第 2 章第 2 節を次のように改める。

1° 第 222-33 条 I<sup>(24)</sup>を次のように改める。

- a) 「性的」の次に「又は性差別的」を加える。
- b) 次の 3 項を加える。

「次の場合も犯罪に当たる。

「1° 複数の者によって協議され又はそのうちの一人の扇動で、たとえそれが繰り返されなかったとしても、同一の被害者に対し言動が押し付けられた場合

「2° たとえ協議がなくても、それが繰り返されると知る複数の者によって、同一の被害者に対し、言動が連続して押し付けられた場合」

2° 同第 222-33 条 III<sup>(25)</sup>に、6° として次のように加える。

「6° インターネット上で一般に公開されている通信サービスの使用によって又はデジタル若しくは電子媒体によって」

3° 第 222-33-2-2 条第 1 項<sup>(26)</sup>の次に、次の 3 項を加える。

「次の場合も犯罪に当たる。

---

(20) Code de la santé publique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006072665>>

(21) 公衆衛生法典 L.第 1434-2 条は、地域保健計画の構成要素を規定している。

(22) Code de l'éducation. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006071191>>

(23) 改正後の教育法典 L.第 121-1 条最終文は、「小学校、中学校及び高校は、暴力についての情報伝達の任務、性教育並びに教育者の性的暴力及び性差別的暴力並びに不同意の尊重の習得に対する意識向上の義務を確実にを行う」となる。

(24) 第 222-33 条 I は、セクシュアルハラスメント (harcèlement sexuel) について定義している。改正前の第 222-33 条 I は、「セクシュアルハラスメントとは、品位を汚すような若しくは侮辱的な性格によって尊厳を侵害する、又は、威嚇的な、敵意のある若しくは侮辱的な状況を作り出す、性的な意味を持つ言動を、繰り返し人に押し付ける行為である」としていた。

(25) 第 222-33 条 III には、セクシュアルハラスメントに対する刑罰が、3 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金に加重 (通常は 2 年の拘禁刑及び 30,000 ユーロの罰金) される場合が規定されている。

(26) 第 222-33-2-2 条は、モラルハラスメント (harcèlement moral) についての規定であり、改正前の第 1 項は「身体的又は精神的健康状態の不良を生じさせる生活環境の悪化を目的とした又は当該悪化を結果として引き起こした繰り返しの言動によって人を攻撃する行為は、当該行為が 1 週間以内の労働不能をもたらした又はいかなる労働不能ももたらさなかった場合、1 年の拘禁刑及び 15,000 ユーロの罰金に処する」としていた。

「a) 複数の者によって協議され又はそのうちの一人の扇動で、たとえそれが繰り返されなかったとしても、同一の被害者に対し言動が押し付けられた場合

「b) たとえ協議がなくても、それが繰り返されると知る複数の者によって、同一の被害者に対し、言動が連続して押し付けられた場合」

4° 同第 222-33-2-2 条 4° に、「又はデジタル若しくは電子媒体によって」を加える。

5° 同第 222-33-2-2 条第 2 項及び最終項中、「第 1 項に」を「第 1 項から第 4 項までに」とする。

II. 「デジタル経済における信用のための 2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号<sup>(27)</sup>」第 6 条<sup>(28)</sup>  
I の 7 第 3 項中、「女性に対して行われた」を「性的又は性差別的」とし、「条」の次に「222-33」を加える。

## 第 12 条

教育法典 L 第 312-9 条<sup>(29)</sup>に、次の 1 項を加える。

「この講習は、デジタル空間において行われるハラスメントの禁止、ハラスメントから身を守る方法及びこの分野において受ける刑罰についての意識向上も含む。」

## 第 13 条

刑法典を次のように改める。

1° 第 132-80 条第 1 項<sup>(30)</sup>に、「同居していない場合も含む」を加える。

2° 第 2 編第 2 章第 2 節を次のように改める。

a) 第 1 款第 2 目を次のように改める。

—第 222-8 条第 17 項の次に、次の 3 項を加える。

「第 222-7 条に規定する犯罪<sup>(31)</sup>が次のように行われる場合、受ける刑罰は、30 年の懲役刑とする。

「a) 15 歳未満の未成年者に対して、法的、生物学的若しくは養子縁組による尊属又は当該未成年者に対して権力を有する全ての者によって

「b) 未成年者が当該行為を目撃し、かつ、その行為が被害者の配偶者、被害者と内縁関係にある者若しくは被害者と民事連帯協約<sup>(32)</sup>を結んでいる者によって、又は被害者が未成年者である場合においてその法的、生物学的若しくは養子縁組による尊属若しくは当該未成年者に対して権力を有する全ての者によって行われるとき」

—第 222-10 条第 19 項の次に、次の 3 項を加える。

「第 222-9 条に規定する犯罪<sup>(33)</sup>が次のように行われる場合、受ける刑罰は、20 年の懲役刑とする。

「a) 15 歳未満の未成年者に対して、法的、生物学的若しくは養子縁組による尊属又は

(27) Loi n° 2004-575 du 21 juin 2004 pour la confiance dans l'économie numérique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000801164>>

(28) 「デジタル経済における信用のための 2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号」第 6 条は、電気通信事業者及びインターネットサービスプロバイダの義務について規定している。

(29) 教育法典 L 第 312-9 条は、プライバシー保護や知的財産権の尊重などを含む、デジタルツール及びデジタルリソースの責任ある使用のための講習が、教育機関、医療機関などにおいて提供されることを規定している。

(30) 刑法典第 132-80 条第 1 項は、重罪、軽罪又は違警罪が加重される要件の一つとして、犯罪が被害者の配偶者、被害者と内縁関係にある者若しくは被害者と民事連帯協約を結んでいる者によって行われる場合を規定している。

(31) 刑法典第 222-7 条は、意図せずに死をもたらし暴力を規定している。

(32) 民事連帯協約 (pacte civil de solidarité: Pacs) は、共同生活を営むために異性又は同性の成年に達した自然人 2 人の間で締結される合意に基づく、婚姻に準ずるパートナーシップ制度である。

(33) 刑法典第 222-9 条は、身体の一部の喪失又は永続的な障害をもたらし暴力を規定している。

当該未成年者に対して権力を有する全ての者によって

「b) 未成年者が当該行為を目撃し、かつ、その行為が被害者の配偶者、被害者と内縁関係にある者若しくは被害者と民事連帯協約を結んでいる者によって、又は被害者が未成年者である場合においてその法的、生物学的若しくは養子縁組による尊属若しくは当該未成年者に対して権力を有する全ての者によって行われるとき」

—第 222-12 条 15° の次に、次の 3 項を加える。

「第 222-11 条に規定する犯罪<sup>(34)</sup>が次のように行われる場合、受ける刑罰は、10 年の拘禁刑及び 150,000 ユーロの罰金とする。

「a) 15 歳未満の未成年者に対して、法的、生物学的若しくは養子縁組による尊属又は当該未成年者に対して権力を有する全ての者によって

「b) 未成年者が当該行為を目撃し、かつ、その行為が被害者の配偶者、被害者と内縁関係にある者若しくは被害者と民事連帯協約を結んでいる者によって、又は被害者が未成年者である場合においてその法的、生物学的若しくは養子縁組による尊属若しくは当該未成年者に対して権力を有する全ての者によって行われるとき」

—同第 222-12 条第 22 項第 1 文を削る。

—前記第 222-12 条最終項の「犯罪」の次に「この条に規定され、10 年の拘禁刑に処される場合」を加える。

—第 222-13 条 15° の次に、次の 3 項を加える。

「この条第 1 項に規定する犯罪<sup>(35)</sup>が次のように行われる場合、受ける刑罰は、5 年の拘禁刑及び 75,000 ユーロの罰金とする。

「a) 15 歳未満の未成年者に対して、法的、生物学的若しくは養子縁組による尊属又は当該未成年者に対して権力を有する全ての者によって

「b) 未成年者が当該行為を目撃し、かつ、その行為が被害者の配偶者、被害者と内縁関係にある者若しくは被害者と民事連帯協約を結んでいる者によって、又は被害者が未成年者である場合においてその法的、生物学的若しくは養子縁組による尊属若しくは当該未成年者に対して権力を有する全ての者によって行われるとき」

—同第 222-13 条最終項第 1 文を削る。

b) 第 3 款を次のように改める。

—第 222-24 条に、14° として次のように加える。

「14° 未成年者が行為の瞬間に居合わせそれを目撃した場合」

—第 222-28 条に 10° として次のように加える。

「10° 未成年者が行為の瞬間に居合わせそれを目撃した場合」

—第 222-33 条 III に 7° 及び 8° として次のように加える。

「7° 未成年者が居合わせそれを目撃した時

「8° 尊属又は当該被害者に対して法律上若しくは事実上の権力を有する全ての者によって」

c) 第 3 款の 2 を次のように改める。

(34) 刑法典第 222-11 条には、一週間を超える労働不能をもたらす暴力が規定されている。

(35) 第 222-13 条第 1 項には、一週間以下の労働不能をもたらす又はいかなる労働不能ももたらさない暴力が規定されている。

- 第 222-33-2-1 条第 1 項に、「又は未成年者が居合わせ当該行為を目撃した時に行われた場合」を加える。
- 第 222-33-2-2 条 4° の次に、5° として次のように加える。  
「5° 未成年者が居合わせそれを目撃した場合」
- 同第 222-33-2-2 条最終項末尾の「4°」を「5°」とする。

#### 第 14 条

刑法典第 222-28 条 1° の末尾の「損傷」の次に、「、障害又は 1 週間を超える完全労働不能」を加える。

### 第 3 章 性差別的侮辱を抑制する規定

#### 第 15 条

刑法典第 6 編を次のように改める。

- 1° [既存の] 唯一の章を第 1 章とする。
- 2° 第 2 章として次のように加える。

「第 2 章

「性差別的侮辱

「第 621-1 条 I. 第 222-13 条、第 222-32 条、第 222-33 条及び第 222-33-2-2 条に規定する場合を除き、品位を汚すような若しくは侮辱的な性格によって尊厳を侵害する、又は、威嚇的な、敵意のある若しくは侮辱的な状況を作り出す、性的又は性差別的な意味を持つ言動を人に押し付ける行為は、性差別的侮辱に当たる。

「II. 性差別的侮辱は、第 4 級の違警罪<sup>(36)</sup>に対して規定する罰金<sup>(37)</sup>に処する。この罰金は、減額される定額罰金を含む定額罰金に関する刑事訴訟法典の規定の対象となる。

「III. 性差別的侮辱は、次のように行われる場合、第 5 級の違警罪に対して規定する罰金<sup>(38)</sup>に処する。

「1° 職務上付託された権限を濫用する者によって

「2° 15 歳未満の未成年者に対して

「3° 年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的な欠陥若しくは妊娠によって著しくぜい弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識する者に対して

「4° 経済的若しくは社会的状況によって著しくぜい弱な若しくは依存的な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識する者に対して

「5° 主犯又は共犯として行動する複数の者によって

「6° 公共交通の車両において又は公共交通手段にアクセスするための場所において行われる場合

「7° 被害者の実際の又は推測される性的指向を理由に

(36) 違警罪 (contravention) とは、重罪と軽罪に次ぐ最も軽い犯罪であり、違警罪の刑罰は、罰金刑、一定の権利剥奪刑又は権利制限刑、補充刑及び損害賠償制裁である。中村絏一ほか監訳『フランス法律用語辞典 第 3 版』三省堂, 2012, pp.120-121.

(37) 刑法典第 131-13 条は、第 4 級の違警罪に対する罰金を最大 750 ユーロと規定している。

(38) 刑法典第 131-13 条は、第 5 級の違警罪に対する罰金を最大 1,500 ユーロ、累犯の場合は最大 3,000 ユーロと規定している。



「この III に規定する違警罪の累犯は、第 132-11 条第 1 項に従って罰する。

「IV この条の II 及び III に規定する違警罪を犯した者は、以下の補充刑<sup>(39)</sup>も受ける。

「1° 必要に応じて自弁で、性差別に対する闘い及び女性と男性の平等への意識向上の講習の受講義務

「2° 必要に応じて自弁で、市民の資格の講習の受講義務

「3° 必要に応じて自弁で、買春に対する意識向上の講習の受講義務

「4° 必要に応じて自弁で、カップル間の暴力及び性的暴力に対する防止及び闘いのために責任感を持たせる講習の受講義務

「5° III に規定する場合においては、20 時間から 120 時間までの期間の公益奉仕労働」

II. 刑法典第 131-16 条<sup>(40)</sup>9° の 2 の次に、9° の 3 として次のように加える。

「9° の 3 必要に応じて自弁で、性差別に対する闘い及び女性と男性の平等への意識向上の講習の受講義務」

III. 刑事訴訟法典第 1 編第 1 章第 2 節第 3 款を次のように改める。

1° 第 41-1 条<sup>(41)</sup>2° 中、「性差別的な」の次に、「性差別に対する闘い及び女性と男性の平等への意識向上の講習」を加える。

2° 第 41-2 条<sup>(42)</sup>18° の次に、19° として次のように加える。

「19° 必要に応じて自弁で、性差別に対する闘い及び女性と男性の平等への意識向上の講習を受講すること」

IV. 刑事訴訟法典第 21 条第 14 項に、「及び刑法典第 621-1 条に規定する違警罪」を加える。

V. 交通法典<sup>(43)</sup>第 2241-1 条 I 第 1 項中、「章」の次に「刑法典第 621-1 条に規定する違警罪」を加える。

## 第 16 条

刑法典第 226-3 条の次に、第 226-3-1 条として次のように加える。

「第 226-3-1 条 衣服により、又は閉じられた場所にいることにより第三者の視線から隠された、人の秘所 [partie intime] を見るためにあらゆる手段を用いる行為は、気付かないうちに又は同意なしに行われた場合、1 年の拘禁刑及び 15,000 ユーロの罰金に処する。

「第 1 項に規定する行為は、次に掲げる場合、2 年の拘禁刑及び 30,000 ユーロの罰金に処する。

「1° 職務上付託された権限を濫用する者によって行われる場合

「2° 未成年者に対して行われる場合

「3° 年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的欠陥又は妊娠によって著しくぜい弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識する者に対して行われる場合

「4° 主犯又は共犯として行動する複数の者によって行われる場合

「5° 公共交通の車両において又は公共交通手段にアクセスするための場所において行われ

(39) 補充刑 (peine complémentaire) とは、主刑を補充するものである。必ず言い渡さなければならない必要的補充刑と、言い渡すことができる裁量的補充刑とがある。山口編 前掲注(10), p.423.

(40) 刑法典第 131-16 条は、違警罪を罰する規定が定めることができる自然人に対する補充刑を列挙している。

(41) 刑事訴訟法典第 41-1 条は、被害者に生じた損害の補償、犯罪によって生じた問題の解決又は加害者の社会復帰に有用であると思われる場合に、共和国検事が加害者に対して行うことができる措置を規定している。

(42) 刑事訴訟法典第 41-2 条は、公訴権が発動されていない限りにおいて、1 若しくは複数の軽罪又は 1 若しくは複数の違警罪を犯したことを認める自然人に対して、共和国検事によって提案される刑事示談取引について、特にそのための代償又は賠償の措置について規定している。

(43) Code des transports. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000023086525>>

る場合

「6° 画像が定着され、記録され又は広められた場合。」

#### 第 17 条

家族・保健衛生法典 L.第 222-1 条<sup>(44)</sup>5°の次に、5°の 2 として次のように加える。

「5°の 2 未成年の性的暴力の被害者又はそれに脅かされた未成年者、とりわけ性的損傷を負った未成年の被害者を識別し及びその動向に留意する」

#### 第 18 条

民法典第 1676 条を次のように改める。

1° 第 2 項を削る。

2° 最終項の「も」を削る。

### 第 4 章 評価

#### 第 19 条

政府は、子供、女性及び男性が被害者である性的暴力及び性差別的暴力に対する闘いのための公共政策に関する報告書を、予算法案の一般付属文書として提出する。この一般付属文書は、

1° 内閣によって、かつ最新の財政年度のために、当該公共政策に割り当てられる予算総額を概括する。

2° 割り当てられる予算に照らして、そのような暴力の防止及び抑制の措置の妥当性を評価する。

3° 予算説明と共に、成果の目標及び指標を伴う戦略的発表並びに費用及び用途の発表を含む。また、各目標及び指標について、期待した結果と得られた結果の関係の分析及び費用の分析を含む。

4° 女性及び子供が受ける暴力に対する闘いの各省間計画の実行継続及びその効果を発揮するのに必要な手段を考慮する。

### 第 5 章 海外領土に関する規定

#### 第 20 条

I. 刑事訴訟法典第 804 条第 1 項を次のように改める。

「性的暴力及び性差別的暴力との闘いを強化する 2018 年 8 月 3 日の法律第 2018-703 号によって改正されたこの法典は、例外<sup>(45)</sup>を除き、この章に規定される適用の条件に従い、ニューカレドニア<sup>(46)</sup>、フランス領ポリネシア<sup>(47)</sup>及びワリス・エ・フトゥナ<sup>(48)</sup>に適用する。」

(44) 家族・保健衛生法典 L.第 222-1 条は、児童福祉サービスについて規定している。

(45) 第 804 条第 2 項及び第 3 項で例外が列挙されており、ニューカレドニア及びフランス領ポリネシアには第 398 条第 5 項及び第 529-3 条から第 529-6 条までが、ワリス・エ・フトゥナには第 52-1 条、第 83-1 条、第 83-2 条、第 398 条第 5 項及び第 529-3 条から第 529-6 条までが、例外として適用されない。

(46) ニューカレドニア (Nouvelle-Calédonie) は独立の是非を問う住民投票の実施を前提に過渡的な固有の地位を有する公共団体 (Collectivité sui generis) である。“En Nouvelle-Calédonie, société en ébullition, décolonisation ensuspens,” Le monde diplomatique, juillet 2014, pp.18-19 <<https://www.monde-diplomatique.fr/2014/07/BENSA/50620>>

(47) フランス領ポリネシア (Polynésie française) は、憲法第 74 条で規定する「海外地方公共団体」(Collectivité d'outre-mer) である。

II. 刑法典第 711-1 条を次のように改める。

「第 711-1 条 この章に規定する適用の条件に従い、性的暴力及び性差別的暴力との闘いを強化する 2018 年 8 月 3 日の法律第 2018-703 号によって改正された第 I 編から第 V 編までは、ニューカレドニア、フランス領ポリネシア及びワリス・エ・フトゥナに適用する。」

(あんどう えりか)

---

(48) ワリス・エ・フトゥナ (Wallis et Futuna) は、2003 年に、「海外領土」(Territoire d'outre-mer) から憲法第 74 条で規定する「海外地方公共団体」(Collectivité d'outre-mer) となった。ただし、海外地方公共団体としての機構を定める組織法律が成立しておらず、旧来の海外領土に関する法律が適用されている。“Wallis-et-Futuna,” 30 novembre 2016. Ministère des Outre-mer website <<http://www.outre-mer.gouv.fr/wallis-et-futuna>>





# 刑法典（抄）

## Code pénal

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 安藤 英梨香訳

【目次】（太字は抜粋して訳出した箇所）

### 第2編 人に対する重罪及び軽罪

#### 第1章 人類に対する重罪（略）

#### 第2章 人に対する攻撃

##### 第1節 人の生命に対する侵害（略）

##### 第1節の2 強制的失踪による人に対する侵害（略）

##### 第2節 人の身体又は精神の完全性に対する侵害

##### 第3節 人を危険にさらすこと（略）

##### 第4節 人の自由に対する侵害（略）

##### 第5節 人の尊厳の侵害（略）

##### 第6節 人格の侵害（略）

##### 第7節 未成年者及び家族に対する侵害

### 第2編 人に対する重罪及び軽罪

#### 第2章 人に対する攻撃

#### 第2節 人の身体又は精神の完全性に対する侵害

#### 第3款 性的攻撃

#### 第222-22条

暴力、強制、脅迫又は不意打ちを伴う性的侵害は全て、性的攻撃とする。

強姦及び他の性的攻撃は、この款に規定する状況において被害者に対して行われた場合、攻撃者と被害者が婚姻関係により結ばれている場合を含め、攻撃者と被害者との間に存在する関係の性質を問わず、構成される。

性的攻撃が、外国において、未成年者に対して、フランス人又はフランス領土に通常居住

\* この翻訳は、刑法典（Code pénal. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006070719>>）法律の部第2編第2章のうち、第2節の第222-22条から第222-33-2-2条まで及び第7節の227-25条から第227-27-3条までを訳出したものである。訳出した部分は、「性的暴力及び性差別的暴力との闘いを強化する2018年8月3日の法律第2018-703号（Loi n° 2018-703 du 3 août 2018 renforçant la lutte contre les violences sexuelles et sexistes）」による改正に関連した箇所である。以下、改正箇所を下線を付し、注で、「法律第2018-703号」の条番号を示す。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年11月7日である。

している者によって行われた場合、第 113-6 条第 2 項<sup>(1)</sup>にかかわらず、フランスの法律が適用され、第 113-8 条第 2 文<sup>(2)</sup>の規定は適用されない。

#### 第 222-22-1 条

第 222-22 条第 1 項に規定する強制は、物理的でも心理的でもあり得る。

当該行為が未成年者に対して行われた場合、この条第 1 項に規定する心理的強制又は第 222-22 条第 1 項に規定する不意打ちは、被害者と行為者の間に存在する年齢差及び行為者が被害者に対して行使し得る法律上又は事実上の権力によって生じ得る。この事実上の権力は、未成年者の被害者と成年の加害者との間の著しい年齢差により特徴付けることができる<sup>(3)</sup>。

当該行為が 15 歳未満の未成年者に対して行われた場合、心理的強制及び不意打ちは、当該行為のために必要な分別のない被害者のせい弱性の濫用により特徴付けることができる<sup>(4)</sup>。

#### 第 222-22-2 条

暴力、強制、脅迫又は不意打ちにより、他人に対して第三者による性的侵害を受けることを強制する行為も性的攻撃とする。

当該行為は、受けた攻撃の性質及び第 222-23 条から第 222-30 条までに規定する状況に従い、第 222-23 条から第 222-30 条までに規定する刑罰に処する。

この条に規定する軽罪の未遂は、同じ刑罰に処する。

### 第 1 目 強姦

#### 第 222-23 条

他人の身体に対して又は行為者の身体に対して<sup>(5)</sup>、暴力、強制、脅迫又は不意打ちによって行う性的挿入行為は全て、性質を問わず、強姦とする。

強姦は、15 年の懲役刑に処する。

#### 第 222-24 条

強姦は、次に掲げる場合、20 年の懲役刑に処する。

- 1° 身体の一部の喪失又は永続的な障害をもたらした場合
- 2° 15 歳未満の未成年者に対して行われた場合
- 3° 年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的な欠陥若しくは妊娠によって著しくせい弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識する者に対して行われた場合
- 3° の 2 経済的若しくは社会的状況の不安定さから生じるせい弱性若しくは依存性が明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して行われた場合<sup>(6)</sup>

(1) 刑法典第 113-6 条第 2 項は、フランス人によって国外でなされた軽罪が、犯罪が行われた国で罰せられる場合は、フランス刑法が適用されることを規定している。

(2) 刑法典第 113-8 条第 2 文は、検察による訴追が、被害者若しくは権利承継人の告訴又は犯罪が行われた国の当局による通告を受けてから行われなければならないことを規定している。

(3) 法律第 2018-703 号第 2 条によって加えられた。

(4) 法律第 2018-703 号第 2 条によって加えられた。

(5) 法律第 2018-703 号第 2 条によって加えられた。

(6) 法律第 2018-703 号第 7 条によって加えられた。

- 4° 尊属又は当該未成年者に対して法律上若しくは事実上の権力を有する全ての者によって行われた場合
- 5° 職務上付託された権限を濫用する者によって行われた場合
- 6° 主犯又は共犯として行動する複数の者によって行われた場合
- 7° 武器の使用又は武器による脅迫を伴って行われた場合
- 8° 不特定の公衆に向けてメッセージを伝播するための電子通信網の使用によって被害者が犯人と知り合った場合
- 9° （削除）
- 10° 他の被害者に対する他の1又は2以上の強姦と同時期に行われた場合
- 11° 被害者の配偶者、被害者と内縁関係にある者又は被害者と民事連帯協約<sup>(7)</sup>を結んでいる者によって行われた場合
- 12° 明白な酩酊（めいてい）状態又は明白な麻薬使用状態にある者によって行われた場合
- 13° 売春を行う者に対して、偶発的な方法も含め売春活動の実施において行われた場合
- 14° 未成年者が行為の瞬間に居合わせそれを目撃した場合<sup>(8)</sup>
- 15° 被害者の判断能力又はその行動統制を変質させるために被害者が気付かない間に被害者に物質が投与された場合<sup>(9)</sup>

#### 第 222-25 条

強姦は、被害者の死をもたらした場合、30年の懲役刑に処する。

保安期間<sup>(10)</sup>に関する第 132-23 条の初めの 2 項は、この条に規定する犯罪に適用する。

#### 第 222-26 条

強姦は、拷問又は残虐行為の前後若しくはその最中に行われた場合、無期懲役刑に処する。

保安期間に関する第 132-23 条の初めの 2 項は、この条に規定する犯罪に適用する。

### 第 2 目 その他の性的攻撃

#### 第 222-27 条

強姦以外の性的攻撃は、5年の拘禁刑及び 75,000 ユーロ<sup>(11)</sup>の罰金に処する。

#### 第 222-28 条

第 222-27 条に規定する犯罪は、次に掲げる場合、9年の拘禁刑及び 100,000 ユーロの罰金に処する。

- 1° 損傷、障害又は 1 週間を超える完全労働不能<sup>(12)</sup>をもたらした場合

(7) 民事連帯協約 (pacte civil de solidarité: Pacs) は、共同生活を営むために異性又は同性の成年に達した自然人 2 人の間で締結される合意に基づく、婚姻に準ずるパートナーシップ制度である。

(8) 法律第 2018-703 号第 13 条によって加えられた。

(9) 法律第 2018-703 号第 3 条によって加えられた。

(10) 保安期間 (période de sûreté) とは、執行猶予を伴わない場合の自由剥奪刑執行上の処分である。この場合、有罪判決を受けた者は、一定の期間、刑の停止若しくは分割、構外作業、外出許可、半自由又は仮釈放に関する規定の適用を受けることができない。中村紘一ほか監訳『フランス法律用語辞典 第 3 版』三省堂, 2012, p.316.

(11) 1 ユーロは約 128 円 (平成 31 年 2 月分報告省令レート)。

(12) 法律第 2018-703 号第 13 条によって加えられた。

- 2° 尊属又は当該被害者に対して法律上若しくは事実上の権力を有する全ての者によって行われた場合
- 3° 職務上付託された権限を濫用する者によって行われた場合
- 4° 主犯又は共犯として行動する複数の者によって行われた場合
- 5° 武器の使用又は武器による脅迫を伴って行われた場合
- 6° 不特定の公衆に向けてメッセージを伝播するための電子通信網の使用によって被害者が犯人と知り合った場合
- 7° 被害者の配偶者、被害者と内縁関係にある者又は被害者と民事連帯協約を結んでいる者によって行われた場合
- 8° 明白な酩酊状態又は明白な麻薬使用状態にある者によって行われた場合
- 9° 売春を行う者に対して、偶発的な方法も含め売春活動の実施において行われた場合
- 10° 未成年者が行為の瞬間に居合わせそれを目撃した場合<sup>(13)</sup>
- 11° 被害者の判断能力又はその行動統制を変質させるために被害者が気付かない間に被害者に物質が投与された場合<sup>(14)</sup>

#### 第 222-29 条

強姦以外の性的攻撃は、年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的な欠陥、妊娠若しくは経済的若しくは社会的状況の不安定性によって<sup>(15)</sup>著しくぜい弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識する者に対して行われた場合、7年の拘禁刑及び100,000ユーロの罰金に処する。

#### 第 222-29-1 条

強姦以外の性的攻撃は、15歳未満の未成年者に対して行われた場合、10年の拘禁刑及び150,000ユーロの罰金に処する。

#### 第 222-30 条

第 222-29 条に規定する犯罪は、次に掲げる場合、10年の拘禁刑及び150,000ユーロの罰金に処する。

- 1° 損傷又は障害をもたらした場合
- 2° 尊属又は当該被害者に対して法律上若しくは事実上の権力を有する全ての者によって行われた場合
- 3° 職務上付託された権限を濫用する者によって行われた場合
- 4° 主犯又は共犯として行動する複数の者によって行われた場合
- 5° 武器の使用又は武器による脅迫を伴って行われた場合
- 6° (削除)
- 7° 明白な酩酊状態又は明白な麻薬使用状態にある者によって行われた場合
- 8° 被害者の判断能力又はその行動統制を変質させるために被害者が気付かない間に被害者に物質が投与された場合<sup>(16)</sup>

(13) 法律第 2018-703 号第 13 条によって加えられた。

(14) 法律第 2018-703 号第 3 条によって加えられた。

(15) 法律第 2018-703 号第 7 条によって加えられた。

(16) 法律第 2018-703 号第 3 条によって加えられた。



**第 222-30-1 条**

人に対し、強姦又は性的攻撃を行うために、その者が気付かない間に、その判断能力又はその行動統制を変質させる性質の物質を投与する行為は、5年の拘禁刑及び75,000ユーロの罰金に処する。

当該行為が15歳未満の未成年者又は特にぜい弱な者に対して行われた場合、7年の拘禁刑及び100,000ユーロの罰金に処する。<sup>(17)</sup>

**第 222-31 条**

第 222-27 条から第 222-30-1 条<sup>(18)</sup>までに規定する軽罪の未遂は、同じ刑罰に処する。

**第 3 目 近親姦****第 222-31-1 条**

強姦及び性的攻撃は、次の者によって行われた場合、近親姦とする。

- 1° 尊属
- 2° 兄弟、姉妹、おじ、おば、甥又は姪
- 3° 被害者<sup>(19)</sup>に対して法律上若しくは事実上の権力を有する場合、1°及び2°で規定した者の配偶者、1°及び2°で規定した者と内縁関係にある者又は1°及び2°で規定した者と民事連帯協約を結んでいる者

**第 222-31-2 条**

近親間の強姦又は性的攻撃が未成年者に対して、当該未成年者の親権を有する者によって行われた場合、判決裁判機関<sup>(20)</sup>は、民法第 378 条及び第 379-1 条に基づき、当該親権の全部又は一部の剝奪を言い渡さなければならない。

その場合は、判決裁判機関は、被害者の未成年の兄弟姉妹についての親権剝奪を決定することができる。

重罪院<sup>(21)</sup>において訴追が行われる場合、重罪院は、陪審員の立会いなしに、当該問題について決定する。

**第 4 目 性的露出及びセクシュアルハラスメント****第 222-32 条**

公衆の目に触れる場所において他人に性的露出を行う行為は、1年の拘禁刑及び15,000ユーロの罰金に処する。

**第 222-33 条**

I. セクシュアルハラスメントとは、品位を汚すような若しくは侮辱的な性格によって尊

(17) 法律第 2018-703 号第 3 条によって加えられた。

(18) 改正前は「第 222-30 条」であったが、法律第 2018-703 号第 3 条によって改正された。

(19) 改正前は「未成年者」であったが、法律第 2018-703 号第 2 条によって改正された。

(20) 判決裁判機関 (jurisdiction de jugement) は、犯罪の成立、被告人の有責性について判断し、必要に応じて、刑罰を言い渡す裁判機関をいう。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、p.319。

(21) 重罪院 (cour d'assises) は、陪審制度によって重罪及びそれに付帯する犯罪を管轄する控訴院の刑事特別組織である。判決は1審かつ終審で下され、控訴は認められない。同上、pp.131-132。

厳を侵害する、又は、威嚇的な、敵意のある若しくは侮辱的な状況を作り出す、性的又は性差別的<sup>(22)</sup>な意味を持つ言動を、繰り返し人に押し付ける行為である。

次の場合も犯罪に当たる。

1° 複数の者によって協議され又はそのうちの一人の扇動で、たとえそれが繰り返されなかったとしても、同一の被害者に対し言動が押し付けられた場合

2° たとえ協議がなくても、それが繰り返されると知る複数の者によって、同一の被害者に対し、言動が連続して押し付けられた場合<sup>(23)</sup>

II. 犯人又は第三者の利益のための性的な性質を有する行為を行う実際の又は明白な目的のために、たとえ繰り返されなくてもあらゆる形で重大な圧力を用いる行為もセクシュアルハラスメントとみなす。

III. I 及び II に規定された行為は、2年の拘禁刑及び30,000ユーロの罰金に処する。

当該行為が次のように行われた場合、3年の拘禁刑及び45,000ユーロの罰金に処する。

1° 職務上付託された権限を濫用する者によって

2° 15歳未満の未成年者に対して

3° 年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的な欠陥若しくは妊娠によって著しく弱い状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識する者に対して

4° 経済的若しくは社会的状況の不安定さから生じる弱い性若しくは依存性が明白である者又は犯人がそれと認識している者に対して

5° 主犯又は共犯として行動する複数の者によって

6° インターネット上で一般に公開されている通信サービスの使用によって又はデジタル若しくは電子媒体によって<sup>(24)</sup>

7° 未成年者が居合わせそれを目撃した時<sup>(25)</sup>

8° 尊属又は当該被害者に対して法律上若しくは事実上の権力を有する全ての者によって<sup>(26)</sup>

## 第5目 法人の刑事責任

### 第222-33-1条

第121-2条<sup>(27)</sup>に従い第222-22条から第222-31条までに規定される犯罪に刑事責任を有すると宣告された法人は、第131-38条<sup>(28)</sup>に規定される様式により、かつ、第131-39条<sup>(29)</sup>に規定される刑罰により、罰金に処する。

第131-39条2°に規定する禁止事項は、その実施において又は実施の機会に犯罪が行われた活動を対象とする。

(22) 法律第2018-703号第11条によって加えられた。

(23) 法律第2018-703号第11条によって加えられた。

(24) 法律第2018-703号第11条によって加えられた。

(25) 法律第2018-703号第13条によって加えられた。

(26) 法律第2018-703号第13条によって加えられた。

(27) 刑法典第121-2条は、法人がその機関又は代表者が行った犯罪について刑事責任を負うことを規定している。

(28) 刑法典第131-38条は、法人に適用される罰金について、同じ罪を犯した自然人に適用される罰金の5倍を限度とし、同じ罪を犯した自然人に適用される罰金が規定されていない場合は1,000,000ユーロが科されることを規定している。

(29) 刑法典第131-39条は、法人に適用される刑罰を列挙している。

## 第3款の2 モラルハラスメント

## 第222-33-2条

権利及び自尊心の侵害をもたらし、身体的若しくは精神的健康状態を脅かし又は職業上の将来を危険にさらし得る労働環境の悪化を目的とした若しくは当該悪化を結果として引き起こした繰り返しの言動により他人を攻撃する行為は、2年の拘禁刑及び30,000ユーロの罰金に処する。

## 第222-33-2-1条

身体的又は精神的健康状態の不良を生じさせる生活環境の悪化を目的とした又は当該悪化を結果として引き起こした繰り返しの言動によって配偶者、民事連帯協約を結んでいる者又は内縁関係にある者を攻撃する行為は、当該行為が1週間以内の完全労働不能をもたらし、又はいかなる労働不能ももたらさなかった場合は3年の拘禁刑及び45,000ユーロの罰金に、当該行為が1週間を超える完全労働不能をもたらした場合又は未成年者が居合わせ当該行為を目撃した時に行われた場合<sup>(30)</sup>は5年の拘禁刑及び75,000ユーロの罰金に処する。

当該犯罪が、被害者のかつての配偶者、かつて被害者と内縁関係にあった者又はかつて被害者と民事連帯協約を結んでいた者によって行われた場合、同じ刑罰に処する。

## 第222-33-2-2条

身体的又は精神的健康状態の不良を生じさせる生活環境の悪化を目的とした又は当該悪化を結果として引き起こした繰り返しの言動によって人を攻撃する行為は、その行為が1週間以内の完全労働不能をもたらし、又はいかなる労働不能ももたらさなかった場合、1年の拘禁刑及び15,000ユーロの罰金に処する。

次の場合も犯罪に当たる。

- a) 複数の者によって協議され又はそのうちの一人の扇動で、たとえそれが繰り返されなかったとしても、同一の被害者に対し言動が押し付けられた場合
- b) たとえ協議がなくても、それが繰り返されると知る複数の者によって、同一の被害者に対し、言動が連続して押し付けられた場合<sup>(31)</sup>

第1項から第4項までに<sup>(32)</sup>規定する行為は、次に掲げる場合、2年の拘禁刑及び30,000ユーロの罰金に処する。

- 1° 当該行為が1週間を超える完全労働不能をもたらした場合
- 2° 当該行為が15歳未満の未成年者に対して行われた場合
- 3° 年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的な欠陥若しくは妊娠によって著しくぜい弱な状態にあることが明白である者又は犯人がそれと認識する者に対して行われた場合
- 4° インターネット上で一般に公開されている通信サービスの使用によって又はデジタル若しくは電子媒体によって<sup>(33)</sup>行われた場合
- 5° 未成年者が居合わせそれを目撃した場合<sup>(34)</sup>

(30) 法律第2018-703号第13条によって加えられた。

(31) 法律第2018-703号第11条によって加えられた。

(32) 改正前は「第1項に」であったが、法律第2018-703号第11条によって改正された。

(33) 法律第2018-703号第11条によって加えられた。

(34) 法律第2018-703号第13条によって加えられた。

第1項から第4項までに<sup>(35)</sup>規定する行為は、1°から5°<sup>(36)</sup>までに規定する条件が重なった場合、3年の拘禁刑及び45,000ユーロの罰金に処する。

## 第7節 未成年者及び家族に対する侵害

### 第5款 未成年者を危険にさらす行為／第227-15条～第227-24-1条（略）

#### 第227-25条

強姦又はその他全ての性的攻撃を除き、成人により15歳未満の未成年者に対して行われる性的侵害の行為は、7年の拘禁刑及び100,000ユーロの罰金に処する<sup>(37)</sup>。

#### 第227-26条

第227-25条に規定する犯罪は、次に掲げる場合、10年の拘禁刑及び150,000ユーロの罰金に処する。

- 1° 尊属又は当該被害者に対して法律上若しくは事実上の権力を有する全ての者によって行われた場合
- 2° 職務上付託された権限を濫用する者によって行われた場合
- 3° 主犯又は共犯として行動する複数の者によって行われた場合
- 4° 不特定の公衆に向けてメッセージを伝播するための電子通信網の使用によって被害者が犯人と知り合った場合
- 5° 明白な酩酊状態又は明白な麻薬使用状態にある者によって行われた場合

#### 第227-27条

15歳以上の未成年者に対して行われた暴力、強制、脅迫及び不意打ちを伴わない性的侵害は、次に掲げる場合、3年の拘禁刑及び45,000ユーロの罰金に処する。

- 1° 尊属又は当該被害者に対して法律上若しくは事実上の権力を有する全ての者によって行われた場合
- 2° 職務上付託された権限を濫用する者によって行われた場合

#### 第227-27-1条

第227-22条、第227-23条又は第227-25条から第227-27条までに規定する犯罪が、外国において未成年者に対してフランス人によって又はフランス領土に通常居住している者によって行われた場合、第113-6条第2項にかかわらず、フランスの法律が適用され、第113-8条第2文の規定は適用されない。

#### 第227-27-2条

第227-25条、第227-26条及び第227-27条に規定する軽罪の未遂は、同じ刑罰に処する。

#### 第227-27-2-1条

第227-25条から第227-27条までに規定する犯罪が未成年者に対して次の者によって行われた場合、近親姦とする。

(35) 改正前は「第1項に」であったが、法律第2018-703号第11条によって改正された。

(36) 改正前は「4°」であったが、法律第2018-703号第13条によって改正された。

(37) 法律第2018-703号第2条によって改正された。



- 1° 尊属
- 2° 兄弟、姉妹、おじ、おば、甥又は姪
- 3° 未成年者に対して法律上若しくは事実上の権力を有する場合、1°及び2°で規定した者の配偶者、1°及び2°で規定した者と内縁関係にある者又は1°及び2°で規定した者と民事連帯協約を結んでいる者

**第 227-27-3 条**

近親間の性的侵害が未成年者に対して親権を有する者によって行われた場合、判決裁判機関は、民法第 378 条及び第 379-1 条に基づき、当該親権の全部又は一部の剝奪を言い渡さなければならない。

その場合は、判決裁判機関は、被害者の未成年の兄弟姉妹についての親権剝奪を決定することができる。

重罪院において訴追が行われる場合、重罪院は、陪審員の立会いなしに、当該問題について決定する。

（あんどう えりか）